

「参加表明(資格要件含む)」に関する質問書への回答

| No. | 頁 | 募集要領の条項 | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|----------------------|-------------------------------|---|---|
| 1 | 10 | 4(2)⑦ | 参加資格要件 | 「審査委員会の委員が属する法人又は当該法人との間に⑥アの資本関係若しくは⑥イの人的関係を有する者でないこと。」と記載がありますが、審査委員は公表されていませんので、この項目は削除との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 2 | 11 | 4(3)①カ(ウ) | 建築担当主任技術者 | 実績として「基本設計業務又は実施設計業務に管理技術者又は建築担当技術者の立場で従事した実績があること。」とありますが、14ページでは「基本設計業務又は実施設計業務に従事」とあります。「基本設計業務又は実施設計業務に管理技術者又は建築担当技術者の立場で従事した実績があること。」が正との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 3 | 12 | 4(3)②オ(イ) | 現場代理人 | 監理技術者と兼任は不可とありますが、様式2A-2では監理技術者と現場代理人は兼務可となっています。現場代理人と監理技術者は兼務可であるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 4 | 12 | 4(3)②オ(ウ) | 現場代理人 | 実績として「主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績を有すること。」とありますが、監理技術者としての実績でも良いとの理解でよろしいでしょうか。その場合、様式2A-6の立場に監理技術者を追記するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 5 | 12 | 4(3)③ | 工事監理業務を行う者の参加資格要件 | 工事監理業務を行う管理技術者、工主任監督員(建築担当)、才監督員(設備担当)は、それぞれ①設計業務を行う者のうち才管理技術者または力建築担当主任技術者、キ構造担当主任技術者、ク電気設備担当主任技術者、ケ機械設備担当主任技術者、と兼務可能と考えてよろしいでしょうか。 | 工事監理業務の参加資格を有していれば兼務可能です。 |
| 6 | 17 | 5(4)、6(3) | 参加表明書の体裁及び提出、資格要件審査申請書の体裁及び提出 | 参加表明書と資格要件審査申請書は、同封は可、CD-Rの電子データは別にして提出との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 7 | 19 | 7(5)⑥ | VE提案の採否及び質問の回答 | 各事業者ごとに採否・回答をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 8 | 1 | 様式1-4 | 委任状 | 泉大津市様への入札参加資格登録は、弊社の代表者(本社)ではなく、支店長(●●支店)にて登録しております。この場合、代表者から代理人への委任状は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 9 | 5 | 3(3)② | 第1次審査、資格要件審査について | 「提案候補者は上位5者までとする。」と記載されていますが、その審査方法・基準をご教示願います。(第二次審査基準、技術事項I【能力】でしょうか。) | お見込みの通りです。 |
| 10 | | 第二次審査基準(技術事項I) | 事業者及び配置予定技術者の実績等の採点基準について | No.1の質疑に関連して、審査基準に「設計、施工実績件数が複数ある。」となっていますが、複数とは2件以上と考えてよろしいでしょうか。 | 評価の詳細な基準については回答できません。 |
| 11 | | 第二次審査基準(技術事項I) | 事業者及び配置予定技術者の実績等の採点基準について | No.1の質疑の関連して、審査基準に「設計、施工実績件数があるとともに、求める規模を上回る設計、施工実績がある。」とありますが上回るという事は251床以上と考えてよいでしょうか。 | 評価の詳細な基準については回答できません。 |
| 12 | 17 | 5(4)①イ(イ) | 第8条に基づく分担工事額について | 参加表明時に提出する協定書第8条に基づく分担工事額は「提案価格見積書に記載する金額と差異を生じないこと。」と記載されていますが、参加表明時には見積金額が積算できていないので差額の生じない金額提示は出来ません。どの様に記載すればよいかご指示ください。 | 技術提案書(価格提案含む)【様式3】及び技術者実績調査書【様式2B】の提出時に提出するものとします。 |
| 13 | 12 | 4(3)②オ(イ) 様式2A-2② | 現場代理人と監理技術者との兼務について | P12の(※監理技術者と兼任は不可とする)と記載されていますが、様式2A-2②に(現場代理人との兼任可)となっています。どちらが正でしょうか。(通常、現場代理人と監理技術者は兼務可) | No.3の回答と同じです。 |
| 14 | 12 | 4(3)②オ(ウ) | 現場代理人の従事した実績について | 現場代理人の参加資格要件で主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績を有することになっていますが、監理技術者の従事実績は含まれないのでしょうか。 | No.4の回答と同じです。 |
| 15 | | 様式2A-2② | 施工業務に関わる技術者について | 配置予定技術者の欄が「監理技術者」となっています。「現場代理人」の間違ひではないでしょうか。(様式2A-6技術者実績調査書は現場代理人を求められています。) | 参加資格がある監理技術者の配置が可能であることを確認しております。現場代理人に関しては、様式2A-6の提出をもって、本事業を担当する技術者とし、配置するものとします。 |
| 16 | | 様式1-3 様式1-4 | 代表者、(受任者)代理人について | 代表者は令和3・4年度泉大津市入札参加資格名簿に登録している受任者(●●支社長)と考えます。その場合、様式1-4は不要と考えてよろしいでしょうか。必要の場合は受任者はどの様な立場の者を考えればよいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 17 | 9 | 4(1) | 設計業務を行う者の参加資格要件 | 設計業務を、構成企業と代表企業との共同企業体にて受託することは可能でしょうか。 | 可能とします。 |
| 18 | 9 | 4(1) | 設計業務を行う者の参加資格要件 | 上記の場合において、設計業務における参加資格要件は構成企業が有していればよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 19 | 11 | 4(3)①カ | 建築担当主任技術者 | 業務実績が確認できる書類にPUBDISによる確認証も認められるでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 20 | 11 | 4(3)①カ、②オ | 建築担当主任技術者 現場代理人 | 審査基準技術事項Iにおいて募集要領を上回る設計及び施工実績件数において「複数」と指定の無い部分については1件であっても実績として認められ、1点以上となるのでしょうか。 | 評価の詳細な基準については回答できません。 |
| 21 | 12 | 4(3)②オ(イ) | 現場代理人 | (※監理技術者と兼任は不可とする)と記載がありますが、様式2A-2の監理技術者の要件には(現場代理人との兼任可)と記載があります。兼任可と考えてよろしいでしょうか。 | No.3の回答と同じです。 |
| 22 | 12 | 4(3)②オ(ウ) | 現場代理人 | 「主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績を有すること。」と記載がありますが、主任技術者の上席である監理技術者での実績も可と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 23 | 4 | | 参加資格要件 | 参加資格要件に一般急性期での実績がありますが、一般急性期の証明は病院ホームページの病院概要を添付すればよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |